

国土審議会 第2回
特殊土壤地帯対策分科会議事録

平成15年2月25日

国土交通省都市・地域整備局

開 会

○平岡地方整備課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので始めさせていただきます。

国土審議会特殊土壌地帯対策分科会の委員及び特別委員総数8名のうち、定足数である半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会第2回特殊土壌地帯対策分科会を開会いたします。

私は事務局の国土交通省都市・地域整備局地方整備課長の平岡と申します。しばらくの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

資 料 確 認

○平岡地方整備課長 それでは、早速ですが、会議を始めます前にお手元の資料を確認させていただきたいと思います。お手元の資料一覧がございますとおり、資料が資料1から4まで、参考資料が参考資料1から4までございます。不足等がございましたら事務局までお申し出いただきたいと思います。

委員及び特別委員紹介

○平岡地方整備課長 議事に先立ち、本日御出席の当分科会の委員及び特別委員の皆様方を御紹介させていただきます。

まず委員の皆様から御紹介いたします。

森地茂分科会長でございます。

井上定彦委員でございます。

次に特別委員の皆様を御紹介いたします。

井本郁子特別委員でございます。

川野信男特別委員でございます。

小橋澄治特別委員でございます。

難波直彦特別委員でございます。

なお、江頭和彦特別委員、加戸守行特別委員につきましては、本日は御都合により欠席との御連絡をいただいております。

関係省庁出席者紹介

○平岡地方整備課長 次に国土交通省の出席者の紹介をさせていただきます。

鶴保国土交通大臣政務官でございます。

平田大臣官房審議官でございます。

続きまして、本分科会の事務を共同で担当しております農林水産省の出席者を紹介いたします。

太田農村振興局長でございます。

高津大臣官房審議官でございます。

佐藤農村振興局農村政策課長でございます。

そのほか、本分科会の幹事である関係省庁からも御出席いただいております。

鶴保国土交通大臣政務官あいさつ

○平岡地方整備課長 それでは、ここで鶴保国土交通大臣政務官よりごあいさつを申し上げます。

○鶴保国土交通大臣政務官 本日は委員の皆様、お忙しい中を御参集賜りまして、まことにありがとうございます。本来であれば国土交通大臣がごあいさつをさせていただくべきところでございますが、所用があって出席がかないませんので、大臣政務官を拝命いたしております鶴保庸介でございますが、一言ごあいさつをさせていただきます。

御多忙の中お集まりいただきまして、委員の先生方には本当にありがとうございます。また、皆様方には特殊土壌地帯の振興をはじめ国土交通行政の推進に当たり日頃より並々ならぬ御支援と御指導を賜っておりますことに対しまして、この場をおかりして改めて感謝を申し上げます。

さて、一昨年 11 月に開催されました第 1 回分科会におきましては、特殊土じよう地帯

災害防除及び振興臨時措置法の延長等について御審議をいただきました。その際、「本法律は災害防除と農業生産力の向上に大きな成果を上げてきたが、なお対策を必要とする地域が多く残されており、災害態様の変化等に対応して新たに取り組むべき課題もあることから、法延長が必要」との意見具申をいただきました。おかげさまで平成 14 年 3 月には本法律の有効期限が 5 年間延長されました。この法延長を受けまして特殊土壌地帯対策の新たな事業計画を国として策定する必要があるわけですが、本日はこの計画案について御審議いただくとともに、あわせて今後の特殊土壌地帯対策の進め方等について忌憚のない御意見をお伺いしたいと思います。

現在、国土交通省では、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、新たな公共事業関係長期計画の策定及び関係法令の整備を進めているところでございます。本日御審議いただきます特殊土壌地帯対策の計画案等につきましても、基本的にそのような方向性を踏まえたものとなっております。国土交通省といたしましては、本日の審議内容を踏まえまして農林水産省をはじめとする関係省庁との緊密な連携のもと、今後の特殊土壌地帯対策を進めてまいりますので、委員の皆様方におかれましては今後とも御指導を賜りますよう心からお願いを申し上げる次第です。

以上、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○平岡地方整備課長 鶴保大臣政務官は、公務の都合により、本日はこれで退席させていただきますので、よろしく御了承をお願いいたします。

太田農林水産省農村振興局長あいさつ

○平岡地方整備課長 続きまして、特殊土壌地帯対策の政府取りまとめ窓口であります農林水産省より一言ごあいさつを申し上げます。

○太田農村振興局長 農村振興局長の太田でございます。委員の先生方におかれましては、御多忙の中、また委員の先生の一部は遠路より御出席いただきまして、まことにありがとうございます。日頃、特殊土壌地帯の対策及び農林水産行政に御理解と御協力、御指導をいただき、厚く御礼を申し上げたいと思います。

特土法の延長を受けまして、農林水産省といたしましては、国土交通省、総務省をはじめとする関係省庁と緊密に連携しながら引き続き必要な対策を進めてまいり所存であります。

す。よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日御審議いただきます特殊土壌地帯対策事業計画、いわゆる特土計画は、治山、治水、農地改良等の特殊土壌地帯対策の基礎となってきたものであります。特に、特土計画につきましても対象事業に後進地域開発特例法による国庫負担率の引き上げ措置が適用されるというメリットがあり、関係県に対する重要な支援措置となっております。

一方で、鶴保国土交通大臣政務官のお話にもありましたように、近年、公共事業及び公共事業関連計画のあり方について政府部内でさまざまな議論がなされており、当省の関係でいいますと土地改良長期計画、あるいは治山事業の長期計画等につきましてもそれぞれ見直し作業を行っている状況でございます。次期特土計画の案におきましても、こうした公共事業のあり方に関する議論も反映させて、事業種目、事業費及び国費のみを定めておりました従来の形式を改め、対策を実施する意義、対策事業の内容、事業実施に当たっての配慮事項などを示す計画にしております。また、関係県の強い要望も踏まえまして、国庫負担率引き上げ措置が基本的に継続されるものにしております。

本日は、特殊土壌地帯対策をめぐる情勢に関する資料なども準備しておりますので、そうした資料も参考にしながら計画案について御審議いただければ幸いに存じます。

以上、お願ひと状況の報告をさせていただきます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 事

○平岡地方整備課長 それでは、これからの議事進行につきましては森地分科会長にお願ひいたしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(1) 特殊土壌地帯対策の概要

○森地分科会長 御紹介いただきました森地でございます。お忙しい中、遠路お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。早速本日の議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

前回の第1回分科会では、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の延長について御審議いただきましたが、本日は、法が5年延長されたことを受けて、国が策定する特

殊土壤地帯対策事業計画の案につきまして御意見をいただきたいと存じます。

では、まず事務局から資料3「特殊土壤地帯対策の現状と課題」及び資料4「特殊土壤地帯対策事業計画（案）」について御説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○佐藤農村政策課長 農林水産省の農村政策課長でございます。着席して説明させていただきます。

私からは議事の(1)の特土対策の概要と、(2)の特土事業計画（案）の2点について説明させていただきます。

資料3の特土対策の現状と課題をごらんいただきたいと思います。1ページ開いていただきまして、目次がございますが、内容的には、目次がございますように、まず特土対策の概要、2つ目としてこれまでの事業計画の実施状況、3点目として特土地帯の現状と対策の成果、4点目として特土対策事業をめぐる動き、この4点について整理してございます。それから、右にございますが、これらと関連する参考資料を添付するというので、従来のスタイルを踏襲しております。

この資料自体は第1回の資料と重複する部分も多いわけですが、特に今回の議題が事業計画についてでございますので、Ⅱの事業の実施状況に関連して、第1次計画以降の実施状況を追加しております。それからⅣとして、最近の公共事業等をめぐる動き、いろいろ最近の動静がございますので、そうしたものについて加筆追加しております。また、この追加部分との関連で、参考資料5の特土計画の沿革、6の社会資本整備重点計画関係の資料、7の農林水産省の公共事業計画の位置づけ、こういったものについて、若干ですが資料を追加したということでございます。この現状と課題の資料は全体が27ページとボリュームがございますので、先ほど申し上げました追加した点についてのみ簡単に御説明したいと考えております。

まず5ページ目でございますが、第1次特土計画以降の対策の実施状況でございます。これまでの特土計画でございますが、法定の期間であります5年間の対策事業の事業種目、事業費、国費を設定したもので、その中で対策事業が実施されてきたわけでございます。前回の第10次の特土計画を21ページに参考-3として掲載しておりますが、従来はこういう形で1枚の紙に事業名、事業費、国費を記した簡単なものであったわけでございます。

特土計画の事業種目でございますが、事業の組み替え、新規事業の追加といったことで変遷してきたわけですが、特土法の趣旨を踏まえ、災害防除、農地改良を目的とする公共

事業が従来から対象となってきたわけでございます。参考―5、24 ないし 25 ページにこれまでの沿革について記載しておりますので、時間のあるときにお読みいただければと思います。

特土計画の計画額でございますが、5 ページの右の表にありますように、公共事業費全体の伸びを背景として増加傾向で推移してきたわけでございます。この中で第1次と第2次計画については達成率が低かったわけでありましたが、第3次計画以降につきましては概ね高い達成率を実現しております。これは事業の実績や国の長期計画を考慮して計画が設定されたこともございますし、対象事業が負担特例法の適用を受けるようになったことが影響したと考えられるわけでございます。1次から10次までの計画額の合計ですが、右の表にございますように10兆2,987億円。実績額は10兆2,690億円ということで、達成率は100%となっております。

続きまして、15 ページ以降、今回新たに設けました特土対策事業をめぐる動きについて簡単に御説明いたします。

まず1つ目として公共事業長期計画等をめぐる動きに関する記述がございます。平成13年6月に閣議決定されました今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針におきまして、長期計画の策定については従来の事業量を重視した考え方から成果、アウトカム重視へシフトしてきたということがございますし、既存ストックの有効活用といった視点が明示されたわけでございます。その後も公共事業のあり方に関しては各方面で検討が進められまして、右にありますようなさまざまな課題が提起されてきたという状況でございます。

そうした中で、特土事業に関係します治山、治水、道路、急傾斜地、土地改良の5つの長期計画につきましては、計画の位置づけや内容の変更の検討、次期計画の策定作業が現在進められているわけでございます。右下に各計画についての検討の現況がございますが、治山事業につきましては森林整備事業計画と統合するというところで、通常国会に法案を提出することになっておりますが、平成16年度からは森林整備保全事業計画ということで一本化した計画を策定することを予定しております。それから、その下の治水、道路、急傾斜地の計画につきましては、平成14年度から平成15年度に期限を迎えます他の国土交通省所管の6本の計画と一本化した計画を策定ということで、今回の通常国会で法的措置を行うことを予定しております。この関係は参考資料―6として26ページにございますので、後でご覧いただければと思います。それから、土地改良長計についてはまだ計画期

間が残っているわけですが、これを前倒ししまして、平成 15 年度を開始年とする次期計画を策定することを予定しております。

16 ページでございますが、公共事業の事業評価関係の動きでございます。平成 13 年 1 月の中央省庁等の再編に伴い、全府省に政策評価が導入されたわけでございます。実際には政策評価法に基づいて平成 14 年の 4 月から施行されているということでございます。

こうした中で、国土交通省及び農林水産省におきましては政策評価基本計画をそれぞれ策定し、公共事業については、原則としてすべての事業の事前評価、再評価、事後評価を実施することとしております。

農林水産省では、その下でございますように、平成 14 年度国営土地改良事業の期中の再評価、それから完了後の評価ということで事後評価を行っておりまして、特殊土壤地帯対策事業 3 地区を含む該当地区について評価をし、昨年の 8 月に右表にございますように評価結果を公表したということでございます。

17 ページでございますが、環境に配慮した事業の推進でございます。近年の環境への関心の高まり、環境基本法の制定、環境影響評価法の制定といったことを背景に、公共事業の実施においても環境の保全・修復が重要な視点となっているわけでございます。こうしたことから、各事業の実施に当たりましては関係省庁の連携した取り組み、環境への負荷の回避、低減に配慮した工法等が進められているということでございます。

それから、農業農村については、食料生産の場ということに加え、自然生態系の保全等の面でも多面的な役割を持っているという観点から、13 年の土地改良法の改正におきましては「環境との調和への配慮」が事業を実施する際の原則として盛り込まれまして、こうした動きを受けて、農林水産省では田園環境整備マスタープランの策定及びこれに基づく事業の実施を進めているということでございます。

18 ページでございますが、ソフト施策との連携でございます。これにつきましては、ハード事業による災害防除、農業生産力向上の成果をより高めるためには、関連するソフト施策との連携が非常に効果的だという観点に立ちまして、例えば右にございますように、土砂災害防止法については、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進といったソフト対策を推進しようというもので、これらの対策により、ハード対策と相まって被害の軽減が期待されるということが言えようかと思えます。

同様に、ハザードマップとか防災GIS等の防災情報を整備したり、インターネットの

活用も含めた積極的な提供に努めることが災害の軽減につながると考えられるわけでございます。

また、農業生産力の向上のためには、基盤整備とあわせて農地利用集積の促進とか、生産対策の支援とか、営農技術の普及等のソフト施策の総合実施により効果が向上すると思えようかと思えます。以上が本文での追加した部分でございます。

参考資料は、先ほど申しましたように 24 ページ、25 ページにこれまでの計画の沿革がございます。これは本文の 1 次計画以降の実施状況に関連して、背景的なもの、あるいは特徴的な内容について触れてございます。それから、26 ページが先ほど若干触れました社会資本整備重点計画法案のスキーム図でございます。これも省略させていただきます。27 ページに農林水産省関係の公共事業の位置づけについてチャート化したものがございません。以上が、省略しましたけれども、現状と課題についての大きな説明でございます。

(2) 特殊土地地帯対策事業計画（案）について

○佐藤農村政策課長 続きます。資料 4 の特土対策事業計画（案）について御説明いたします。

説明に入ります前にこの計画について若干申し上げたいと思えますが、特土事業計画は、御承知のように昭和 27 年の制定以来、特土対策の基礎となってきたわけございまして、特に対象事業については後進地域開発特例法による国庫負担率の引き上げ措置が適用されるというメリットがございまして、この地帯における重要な支援措置ということで活用されているわけでございます。

今回の特土計画でございますが、昨年の 3 月に特土法が 19 年の 3 月までの 5 年間、延長措置が講じられたわけでございます。これに伴い、法律 3 条の第 1 項の規定に基づいて平成 14 年度から平成 18 年度までの特土計画を定めるわけでございます。これまでの特土計画でございますが、先ほど参考資料で見ましたように、簡単な 1 枚のペーパーに対象事業、事業費、国費を記したのみであったわけですが、今回の事業計画の策定に当たりましては、近年の公共事業あるいは長期計画のあり方に関する動きを踏まえ、事業費や国費を計画内容から外しまして、特土計画を策定する意義や経緯、対象事業の事業種目と実施方針、事業の実施に当たっての配慮事項といったものを計画内容とするということで、若干内容的には変えてございます。

具体的には、対象事業の事業種目としては治山、治水の災害防除事業、農地防災、農用地整備等の農地改良事業を引き続き計画に位置づけるということと、これらの事業の積極的な推進について記しているわけでございます。また、これらの事業の実施に当たっては、事業間の連携の推進とか、適切な事業評価の実施、環境への配慮、ソフト施策との連携といった4つの事項について配慮することを明確にしております、事業の効果的、効率的な運営に努めることとしているわけでございます。

計画の内容について具体的に見ていきたいと思いますが、資料4の計画（案）について簡単に御説明したいと思います。

まず計画策定の意義であります、ここではこれまでの事業の成果、あるいは今後ともこの事業を実施する必要性、さらには近年の長計等をめぐる情勢の推移について触れまして、今回の計画の策定の意義について整理をしております。

簡単に内容を見てまいりますと、特土地帯は、気象とか土壌の特性から非常に土砂災害等の災害が発生しやすいと。その一方で、農業生産に関しても不利な面があるわけでございます。こうしたことから、従来、治山、治水、農地改良等の対策事業が特土法に基づいて実施されたわけでございます。

これまでの成果でございますが、これまで事業が実施された地域においては、災害の発生頻度が大幅に低下したり、被害とか土砂流出量の大幅な軽減効果が確認されているという事例がございますし、農地改良の実施により栽培可能な作目範囲が拡大し収益性の高い農産物生産が可能となったということで、結果的に地域の活性化が進んだという例があるわけでございます。こうしたことで、特土地帯の災害防除と農業生産力の向上にこの事業は役割をきちんと果たしてきたわけでございますが、依然として特土地帯におきましては土砂災害の危険箇所が多いということもございまして、農業面でも不利な土壌や地形条件を有しているということで、今後もなお対策を必要とする地域がかなりあるという現状でございます。

一方、特土地帯におきましても都市化の進展等により、新しい造成地での土砂災害が発生することもございまして、高齢化の進展に伴う災害弱者の増加等への対応も必要でございます。それから農業面でも、食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮という新しい観点から取り組むべき課題が生じてきたわけでございます。こういった観点に立って、昨年3月に法律を5年間延長したという経緯がございます。

それから社会資本整備の関係でございますが、施策の重点化、効率化、透明性の確保が

強く求められておりますし、そのために厳格な事業評価の実施、関係する公共事業やソフト事業等との総合的な取り組みの推進、コスト削減の取り組みが必要となっているわけでございます。さらには環境問題への対応、こういった観点からの配慮も必要だということでございます。

今回の計画に当たりましては、以上申し上げたような観点から配慮すべき事項を明確にした上で計画内容を策定したということでございます。

2の特土事業の内容でございますが、災害に対して安心して暮らせる地域づくり、農業生産力の向上、地域の活性化、国土資源の効率的利用といったものに資するため、平成14年度から18年度までの5年間に、以下にございますような災害防除、農地改良に関する対策事業を実施していこうということでございます。具体的な対象事業は3枚目に別紙として掲げてございます。

まず1点目は治山事業であります。災害に強い安全な国土づくりや良好な生活環境の保全・形成を図るため、災害発生の危険性が高い集落、市街地、重要なライフラインに近接する地域等に対するきめ細かな治山対策を推進するということでございます。

次に治水関係でございますが、安全で安心できる災害に強い国土づくりに向けて、洪水等による災害の防止を図るための河川改修・ダム等、災害弱者関連施設や重要交通網等に対する砂防・地すべり対策の治水施設の整備を進めていくということでございます。

3つ目の急傾斜地崩壊対策でございますが、災害発生箇所等緊要度の高い箇所において重点的に急傾斜地崩壊防止施設の整備に取り組むとともに、急傾斜地崩壊危険箇所の増加を抑制して安全で災害のない斜面づくりを推進するというものでございます。

4つ目の道路防災でございますが、豪雨等の厳しい自然災害に対し、安全で安心な生活を支える道路空間を確保するため、落石のおそれのある箇所等で防災対策を推進するというものでございます。

5点目の農地防災・保全関係でございますが、特土地帯の農用地、農業用施設における豪雨等による災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持、農業経営の安定を図るため、洪水調節用施設の工事、農用地の侵食防止工事等の農地防災・保全対策を進めるということでございます。

6つ目の農用地整備関係でございますが、特殊土壌の性質及び地形条件等の不利な点を補い、生産性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくために、農業生産の基礎となる農用地整備を推進するとともに、基幹的な農業水利施設及び農業用道路の整備を実施す

るということでございます。このうち農用地整備関係としては、多様な農業生産を行うため、畑作や畜産の振興を図ることとし、区画整理、用排水施設整備、土層改良等の工種を総合的に実施し農用地の高度利用を図る各種の総合整備事業、草地畜産基盤整備事業等を実施するということでございます。それから、中山間地帯における対策を推進するため、それらの地域で地域特性を生かした特色ある農業を展開するための基盤を整備する事業を実施するというものでございます。

こうした事業を実施する上での配慮事項が3としてございます。ここに4点ほどございますが、こういった点に配慮して効果的かつ効率的な運営に努めていくこととしております。

まず1点目の事業の評価でございますが、特土事業については、事業評価を適切に実施することにより効率的かつ効果的な推進と透明性の向上を図ることとしております。そのため、国としては事前評価、再評価、事後評価を通じた事業評価を体系的に実施するとともに、関係県による補助事業の評価の実施を促進していくこととしております。

2つ目の各事業間の連携等の推進でございますが、特土事業の実施に当たっては、引き続き事業間の連携・調整を図るとともに、建設コストの縮減を通じ効率的・効果的な整備に努めていくこととしております。

3点目のソフト施策との連携でございますが、特土事業による基盤整備の効果がより一層有効に発現されますように、土砂災害等の災害危険区域の周知、警戒避難体制の整備、農地利用集積の促進、農業生産対策の支援、こうした関連するソフト施策をあわせて進めていくこととしております。

それから4点目の環境との調和への配慮でございますが、特土事業については、緑豊かな斜面空間の整備、多自然型川づくり、自然生態系保全型の農業用排水路の整備等、環境との調和に配慮した工法を積極的に導入しながら進めていくということで、環境を重視した進め方をここで提唱してございます。

3ページには事業名を具体的に掲載したということで、冒頭申しましたように、国費とか事業費については今回は掲載しないこととしております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○森地分科会長 どうもありがとうございました。

討 議

○森地分科会長 それでは、事務局から御説明いただきました特殊土壌地帯対策事業計画（案）、資料4につきまして御審議いただきたいと存じます。どうぞ御自由に御意見、御質問をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○井上委員 新しい事業計画についての考え方、骨格的なお話を伺ったわけでありませけれども、総合的にいろいろな点を考えると、今回の事業計画はこれまでの事業計画にも増して諸条件、諸環境は非常に厳しいものがあるという前提で議論を進めなければならぬだろうと思っております。幸いにも特土法そのものは5年延長ということではありますけれども、国土審本審及び国会の議論、各方面の分析、私もどちらかということ、経済・財政、マクロ分析を仕事にしているものですから、激震、激変が起こってもおかしくない環境の中で、しっかりした根拠づけ、論理づけ、分析をしておかなければ、国民に対する説明能力を果たせないと思っております。そういう点で見て、いろいろ御工夫をなさったかと思うんですが、幾つかの点で、今後の議論の出方次第では十分根拠づけを議論をし、可能なところがあれば補強もするという視点で議論を積み上げていかなければならぬのかなと思っております。

昨年の11月に本審の基本政策部会報告がおおよそ確認されました。これを読んでみて、私も大きな流れとしては基本政策部会の考え方は踏まえなければならぬだろうと思っております。幾つかの面ではきょうの御計画の案で示されていると思っております。特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっての配慮、事業の評価、事業間の連携、ソフト施策との連携、環境との調和への配慮というようなことが工夫されている点であろうと思っております。まず、広く法律の延長に当たっての議論があり、それは確認をされたわけでありませ、これぐらい事業を行ってくと累積的な効果があるわけで、そろそろ本格的に全体の事業の絞り込みなり撤収なりをすべきだという議論は出得るわけです。そういうことについて、ここでも文章上、多少工夫はしておられるわけですが、そういう議論が出ざるを得ない甚だ難しいマクロ財政状況であるということは肝に銘じておかないと、議論の立て方そのものが国民から乖離してしまう危険があるのではないかなというのが総括的な印象であります。

さらに幾つかの点を申し上げますと、コスト面での縮減の工夫ということも示されておりますが、どういう方法で縮減を行っていくのかということについても説得力のある表現の仕方がないだろうかということだと思います。外から広く考えれば、先ほど言った、ここまでやってきて、今後も法律の必要性は認めるが、大規模な重点化、縮減化という議論

は当然だという考え方がある。それに対する十分な考え方を示さなければならんと同時に、例えば農耕地に関しては耕作放棄したところがどんどん広がっているわけです。したがって少なくともその分の削減はできるはずじゃないか。地域別の人口構造変動というものを考えたときに、都市部における防災的視点での特殊土壌対策は否定する人は余りいないと思うんですが、農村地域における再編成、重点化等についての議論をどこまで詰めているか、放棄地等が広がっている中での重点化なり選択というような議論もどこかで検討はしておく必要があるのではないかと。明文化するかどうかは別として、そういう検討は必要ではないかなと思います。

もう1つは、ここにも環境との調和という重要な指摘をしておられます。最近も私は幾つかの県の中山間地に、大学の関係で調査に入ってみたんですが、山の相当奥でも、保安上というか、森林保全上、物理的には必要なであろうが、もう少し自然の景観と調和したような工法が考えられないものか。いわゆる自然循環工法的な手法を全面的に投入し、それによってコストが一体どういうふうになるのか。上がるのか、下がるのか。私が見た感じでは下がる部分もあると思うんです。落石がある地域ではロープネットみたいなやり方をやって、遠くから見るとそんなにおかしくない、そういう工夫をしている地域もあります。そういうことを大いに強調して、自然との調和、川であれば三面張りの工法、純工学的視点から見たアプローチではなくて、人間の暮らし、クオリティー・オブ・ライフという視点から、再検討の視点を強く打ち出す必要があるのではないかなと思います。

また、そのようなさまざまな、これはどちらかという点と面を広げていった工事が多いわけですが、ここでは事業評価を厳しくということですが、どういうシステムで事業評価、事前評価、事後評価を行うのか、第三者的な組織や考え方をどのように組み込んでいくのか、私も、会社法とか商法の改正で、社外取締役ではありませんが、その種の議論にも参画したことがあります。いかにして第三者の意見を吸い上げる仕組みをつくるのか、市民参加、住民参加、あるいは本審の基本部会報告でしばしば触れられている環境NPOの意見も聞くところは聞くというような、アセスメントのシステムをもうちょっと明示的に出した方がいいんじゃないかなと。

幾つか、今気がついた点のみ申し上げました。

○森地分科会長 どうもありがとうございました。

関連した御発言ございますか。

○小橋特別委員 今の井上委員のお話、大変ごもっともというか、当然そういう方向だろ

うと思うんですが、初めにお聞きしたいのは、この事業計画の取り扱いと申しますか、きょうここで議論して、何か結論が出るか出ないかは別として、出して、それで終わりですか。この委員会として、その後はどういうおつもりなのか。井上委員が言われたような、もっと議論をする機会があるのか。

要するに、きょう結論を出さなければいかんのか、どうなんでしょうか。

○佐藤農村政策課長 一応、きょうの分科会で御審議いただいて了承いただければ、あとは内部手続で国土審の会長の決済を要して、国土審との関係では整理がつくと申しますか、御意見をいただいて了承いただいたという手続が完了しますので、事業計画については一応きょうの分科会をもって議論は終えたいと考えております。

○小橋特別委員 きょう結論を出していただきたいという意味は、分科会としては一応終わりですと。という意味ですか。

○佐藤農村政策課長 井上委員からございましたようないろいろな問題点については、今後、分科会を随時開催して、今後の方向性とか、そういった問題について議論していく場はございますけれども、事業計画自体はこの場で御審議いただきたいと思っています。

あわせて言いますと、昨年期限の延長の際に、国会の方で付帯事項として、今後5年以内に制度の抜本的見直しについて検討するということが入っておりますので、5年以内に何らかの方向性を出すという宿題も負っておりますので、今後、例えば各地域の現状の調査とか、関係各方面から意見を聞くということもございまして、そういった調査とか意見を踏まえた上で分科会の中でいろいろ御議論いただきたいと考えております。

○小橋特別委員 事務局の御意向はわかりました。一応今回出してほしいということですね。直せるところは直してきょう結論を出すということですね。あとの問題は残るかもしれないけれども、それは別途という考え方でいいんですね。

○佐藤農村政策課長 はい。

○小橋特別委員 井上委員がおっしゃるような、全体の方向が大変厳しくなっていくことは十分予想されることで、私が言いたかったことは、大もとの基本の委員会ですか、審議会ですか、の方向が出てきますと、分科会の方も再検討しなければならないことになるだろうと思うんですね。

これ、事業計画と言うからには事業目標があるべきなんですね。これは治山とか治水とか急傾斜とか、それぞれの部門で言われていることをずらっと書いているだけで、はっきり言えば目新しいことは何も書いていない。それぞれ出てきたことをまとめておられるん

ですから。多分、事業の評価というのが非常に重要になってくる。ということは、目標がないと評価しようがないわけです。ここで書いてあることは当たり前と言え当たり前、タイムスケールも何もないわけです。5年間5年間と言っている割にはね。今までの計画ですとお金を書いてあるのでそれなりにわかったような気になりますけれども、それも各省庁で決められないですから、これからの長期計画で決まってくるんだから、分科会そのものがそれを待っているような感じだろうと思うんですね。したがって、そういうものが出てくる段階で、特土法としてはその中でどうあるべきかという議論をする必要があるだろうと思うんですね。そういうことを前提として、この計画は差し当たり出してあるというような気がするんですけど、そういうことでしょうか。

結局、各事業主体の長期計画が全部変わってしまって、出てこない段階でやっているわけですね。中身なしの議論であることは明らかなわけです。井上委員がおっしゃったような厳しい状況が入ったものができてくるんですから、それに基づくものをもう一遍考えなければいかんようになるのではないかなと私は思うんですけども。

○高津審議官 この特殊土壌の計画でございますが、ベースは1年前にこの法律がいわゆる単純延長という形で、基本的な枠組みは今後5年間はそのまま踏襲すると。ただし、先ほど課長が申し上げましたとおり、これから制度全般、国土全体の計画のあり方をどうするかという御議論のときに、いろいろな御議論が出ると思います。いろいろ議論がなされて、ある方向づけがされた場合には、特殊土壌もそれに対応する必要が出てくるだろうと思うんです。

今回の事業計画は、名称は「計画」としておりますが、今言われました目標年次がないとか、事業額が明示されていないというのは、計画というよりも戦略かもしれないわけです。今の流れからすれば、詳細に目標年次をセットするとか、詳細に事業費をセットするという従来の計画というよりも、特殊土壌地帯、短期的な事業評価を超えて、長期に見て、この地帯は非常に条件の悪いところですから、経済状況がどうあろうとも国土全体として見ればそれなりの対応が要ると。そのときに、今段階の経済・財政事情からして、はっきり計画の数値を明記するよりも、考え方を中心に、どういう方向でとりあえずやるかということで、時代の流れに、可能な限りですけれども、近づけようと、こういうふうに見ていただければいかがかと思います。

今いろいろ言われました社会資本整備に関する御議論というのは当然あると思いますけれども、それは諸般、いろいろ関係が深いので、とりあえず地元にとってみれば補助率の

かさ上げ措置がこれで担保されるわけですから、その点についていえば非常に重要なことだろうと思うわけです。それ以外の社会資本整備をどういうふうに考えるかということは、広く国土全体についてどういう方向づけが望ましいか、どういうやり方が望ましいかというのは、いろいろな御議論がこれから出てくるかもしれませんので、その際に臨機応変に対応していく必要があるかと思えます。

○井本特別委員 今の点と関係なくてもいいですか。

○森地分科会長 はい。

○井本特別委員 今回の事業計画を見せていただいて、特に配慮することの中に「環境との調和への配慮」という言葉が出ておまして、今一番大事な言葉が出てきていると。本委員会でもこういった方向が強いのだと思うんですが、最近、ほかの事業でもそういった言葉がよく使われるようになってきておまして、評価をしろということも多いんですが、資料3の17ページに環境と調和した取り組みの事例とありまして、一つ一つ見ると大変よくできている事例が多いんですが、何が足りないかというのと、大きなビジョンと申しますか、地域全体、時間的な系列も含めたビジョン、どういう環境を取り戻したいのか、どういう環境を復元したかったのか、どこを守るのか、どこを育てるのかというビジョンが、改良するところだけじゃなくて、その風土全体、広域的な風土全体の中でそれはどういう位置づけにあるのか、そこに本当に事業を注ぎ込む必要があるのか、放っておけばいいところもあると思えます。放っておけばよくなる。そういう、自然が勝手に生態系として動いていくものも含めた広域的な情報整備、それを含めて広域的な大きな計画、それで事業があつて、それを評価するという流れにあると思うんですね。今、個々の事業で欠けているのは、大きなビジョンがどうしても足りなくなってしまう。

特殊土壌の事業を見せていただいても、非常に多岐にわたっていますね。森の上から道路まで、災害まで。だけど全体を統一するような広域的な枠組みというんですか、自然と調和した土地利用のあり方を考えるような枠組み、そういう計画みたいなものはこの事業の上位のものになるのかもしれませんが、どこかでやっておく必要があるのではないかと。特殊土壌地帯というのは特に自然とうまくやりとりしていかないと物事が進まないところだと思いますので、そういうものを、この事業のどこかでもいいですし、上位の事業でもいいですから、やっていった方がいいんじゃないか。例えば生物空間地図とか、ハザード地図みたいなものがありますけれども、それも含めて自然情報地図みたいなものをつくるとか、それを含めてプランニングをつくるというようなことができないか。実際の枠組み

は別として、考えていただけたらと思うんです。

○森地分科会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○川野特別委員 この計画の性格についていろいろ議論があったようでございますけれども、末端の行政をあくまで持っている立場から、現場の声を含めて御意見を申し上げたいと思います。

今示された事業計画（案）の中にもいろいろなことが書いてございます。台風の襲来頻度が高く雨量が極めて多いとか、シラス等の特殊土壌がある。私のところは、鹿児島県でございますけれども、シラスだけではございませんで、ボラとか、コラとか、赤ホヤとか、県全土がこういう土壌になっておりまして、いろいろな問題があるわけです。鹿児島県の場合は県全土が指定をされているという実態でございます。非常に災害が発生しやすい。あるいは農業利用をするにしても大変不利な条件に置かれて、いろいろな制約がある。こういうことが全土にあるわけです。そうした不利な条件を除去しようというのがこの制度の趣旨ではないかと思っております。

法律延長の際にもいろいろ議論がありましたけれども、まだまだ現場では残された課題がたくさんございます。昭和 27 年からいろいろやっていただいておりますけれども、もちろん整備いたした面もございます。しかし土地の利用形態にいたしましても、都市化の現象にいたしましても、あるいは地域の、特に森林の管理とか、いろいろなものが変わってきております。さらに住民の災害に対する認識も変わってきております。したがって現地ではまだまだいろいろなことをやらなければ、こうした不利な条件を除去することができないというのが実態でございます。

そういう意味で、法律を延長していただいたことに対しては大変私どもは感謝をいたしておるわけでございますが、1つ御理解をいただきたいことでございますけれども、昭和 27 年からそれぞれいろいろな事業をやってまいりました。あそこには災害対策のこういう事業もやったじゃないか。土地改良もやったじゃないか。終わったじゃないか。ではないんです。新たな観点から整備をしなければならない課題が次から次に出てきているという状況でございます。これをどうするんだということが課題として残されていると思っております。先ほど環境の問題も出てまいりました。環境問題に対する国民の意識というものも変わっております。30 年前はそんなことは必要じゃなかったかもしれません。しかし現在はそういう状況ではない。こういう意味で新たな観点によるいろいろな事業、やら

なければならぬ課題がたくさんございますので、この計画の中でそうした観点に立った対策というものをぜひ取り上げていただきたいなと御要望を申し上げておきたいと思いません。

特に、個々の事業につきまして採択をする段階で、現場ごとに非常に違っております。同じ基準で全国一律という話ではないんです。現場では種々様々、状況が違っておりますから、そうしたことへの配慮もぜひ実施の段階でしていただきたいということでございます。

それから、先ほど来この計画の性格についていろいろお話がありましたけれども、計画の中ではいろいろな事業が組み込まれておりますが、例えば資料4の一番後ろに治山事業とか治水事業、砂防事業、いろいろございます。これは特殊土壌地帯だけにあるわけではなくて、全国でこういう事業はやっているわけですが、特土地帯の場合は例えば財政的支援をどうするかというようなことで、それぞれの根っこになる治山事業とか治水事業とか道路事業があるわけでございますので、ここで個々の問題に踏み込んでこうすると、数値を含めて出すのは、私は現実問題として難しい話ではなかろうか。方向を出すということ以外は、この場合は難しいんじゃないかなという気がいたしております。以上です。

○森地分科会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○難波特別委員 この事業計画の中に並びます、川野委員がおっしゃいました最後のページの事業というのは、国土交通省、農林水産省で計画なさる事業ですね。こういう事業が行われる地域の中で特殊土壌の余計存在している地域は特別にかさ上げた補助金を出しましょうというのがこの制度であるわけですね。ですから、この事業そのものについて、その計画をどうするというのは、我々の仕事ではなくて、主管官庁の計画立案の範囲ではなかろうかと思うんですね。それに対して災害防除という建前から、あるいは国土審議会の内部でございますから、井上委員が最初におっしゃったように、公共事業というものについての考え方の意見を出すというのは結構かと思いますが、事務局もこれをまとめるには大変御苦労なさっていると思います。

川野委員もおっしゃいましたように、特殊土壌地帯は日本の中の後進地域と言っていいんじゃないかと思えます。鹿児島なんかに住んでいますと特にそういう感じがします。その地域では過疎化、高齢化の現象が非常に進んでいまして、シラス台地の周辺部の畑地、あるいはその間に点在する水田地帯でも、集落が消えてなくなりかけているところがたく

さんごさいまして、井上委員がさっきおっしゃいました放棄地ないしそれに近い農地がたくさん出ているわけですが、これをどうするかというのは鹿児島県の県政の中でも、防災の中でも非常に大きな問題になっていまして、放棄されたものをそのまま放っておいていいのかと。それこそシラス地帯なんかでは災害の源になりかねないわけでごさいますから、こういう自然条件の不利な地域に対しては特土法の最初の考え方でありまして、国から何らかの手助けをするという考え方を持っていかないと、これからますます高齢化、過疎化が進む地域では成り立っていかないのじゃないかなと。日本の中の後進地域に対する先進地域の皆さん方の援助の手も必要ではなからうかと。私は特土法の基本的な精神はそういうところにあるんだろうと思っています。

南九州地帯でも御援助を受けて、この資料の中にもありますが、農業生産が飛躍的に変化した地域もあります。ただ、今まで御援助いただいて非常に条件が改善されてきていますし、井上委員がおっしゃったように公共事業に対しての見方、あるいは国の施策も変わってきているわけですから、大変これからは厳しい条件になるのは私も理解できるわけで、その中でどのぐらい後進地域への手当てが可能かということがこの分科会の議論の根本ではなからうかと思っておりますが、地方の条件が悪くなればなるほど過疎化が進み、都市集中が進むわけで、それを少しでも平準化するためには後進地域への国からの援助というのは、今までのような手厚いものは、これからの財政事情を考えればそうはいかないかもしれませんけれども、そういうシステムは今後とも必要なのではなからうかなと思っております。

○森地分科会長 ありがとうございます。

欠席委員の御意見をいただいているようでございます。それから関連の自治体の意見もいただいているようでございますので、それをお聞きしてからまた議論をしたいと思っております。

○佐藤農村政策課長 欠席委員等からの御意見でございますが、江頭委員から、今回の特土事業計画（案）に関しては特段の意見はありませんということでもありますけれども、事業の実施に当たり、実施方法、手段、あるいは工法の採択において幅を持たせ、対象地域の地質・地形、農業生態学的状態、社会経済的状況に柔軟に対応し、対費用効果を考慮してその選択を図ることを、既に計画（案）に盛り込まれているようにも思いますが、よろしくお願ひしたいということがありました。

これは事業実施の上で当然のことでごさいますので、計画（案）にこのことを改めて盛り込むことはしないわけでごさいますけれども、十分こういうことに配慮しながら事業を

行っていくこととしたいと思っています。

それから関係県でございますが、今回欠席されています加戸委員が知事をされています愛媛県も含んでのことでございますが、2月19日に特土の関係の県の担当者会議を開催しまして、今回の計画について説明会を開いたわけでございますが、その場では各県とも異存なしということでございました。以上でございます。

○森地分科会長 ありがとうございます。

たくさんの御意見をいただいたわけですが、基本的には、全総とか土地利用基本法とかが変わって計画の立て方が変わりますという1本の柱があり、別途、もうすぐ国会で議論になる社会資本の長期計画についての考え方が変わるというのがあり、環境計画とか農村計画、都市計画というそれぞれの地区ごとの計画の体系があって、そういうものとこの計画との関係について、この文案だけ見るとよくわからなくて、そういうところで規定してあることをここでどうやって重複して言うのか、基本的な思想が合っていればいいと考えるのか、この辺についての御指摘だったと私は理解をしました。

難波委員から御指摘のように、これはそれぞれの事業があって、今申し上げたいいろいろな計画とは別に毎年の事業があるわけですが、その事業について、その進め方、評価の考え方、P Iの考え方、いろいろなものが動いていて、この計画の中では今までは金額だけが表示されていた。いろいろな事業を横並びして、この地域でやる総量が決められていたという性格だったのに対して、今回は、社会資本の長期計画の考えの中でそれはやめましようということになったので、文言で基本的な考え方を書きましよう、こうなりました。基本的な考え方の中身は書いてあるとおりでありますが、基本思想は、そういう事業については費用負担について特別な配慮をしますと、その1点ではないかと思えます。

井本委員からの環境についての話は、先ほど言いましたようにいろいろなレベルの計画で整合性がとられて、特に土地改良計画の考え方が、この秋でしたか、組み立て直りますので、その中で当然規定をされるものだと理解をします。井上委員のお話も、社会資本についての評価の話とか、計画の立て方とか事業計画との関係の中で当然入ってくる話で、この計画の中でもう1回繰り返す性格のものではないというお考えのように思います。その辺、もう一度再確認をして、改めてこういう格好でいかどうか伺いたいと思います。事務局からよろしく願いいたします。

○佐藤農村政策課長 いろいろ御意見が出ましたけれども、森地会長が整理されましたように、今後、情勢等が変わってくるわけでございますけれども、一応現況のもとで配慮事

項とか今後の方針を規定してございますので、いろいろな動きがあった場合には、事業の実施面において具体的に方向性が出てまいりますので、この計画が大幅にそういった動きとそぐわないということが出てまいりますれば別でございますけれども、そうでない限りはこういう考え方に沿って今回は進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○森地分科会長 ありがとうございます。

当然のことながら、本審議会でこれを説明したら、今御指摘いただいた意見が改めて出るのは間違ひないわけではあります。私の個人的な意見では、問題点は、この計画に限ることではなくて、条件不利地域のいろいろな計画すべてに共通するものでございます。例えば半島法、離島振興法、豪雪地帯、あるいは北海道とか沖縄の特例もそういうものかも知れません。条件不利地域の計画が、すべてと言っていいかと思ひますが、費用負担について、地元負担の軽減、あるいは起債についての特別条件だけが入っている、こんな格好でございますが、本当にそういう地域にとって必要なことはそれだけなのか、ここは大変私自身は気になるところでございます。

多分そうではなくて、何か事業を持ってきたらそれについて負担が少ないよといつても、各自治体はもっとこういうことをやりたいという御意向があるわけで、今までどおりの格好でやっていく話ではないだろう。しかも財政的にはなかなか難しいという状況がくるとすると、金額がうんと少なくなつてもこういうことができるようになった方がいいとか、あるいは、金額が少ないならこういうところに重点的にやりたいとか、こういう話が恐らく出てくるはずで、条件不利地域の政策全部を横並びで見えていくことが問われているんだろうという気がします。実は基本政策部会で私は2回ぐらいそういう発言をして、議事録に残っております。

ただ、ここはなかなか難しく、御担当のお役所がすべて違つて、しかも法律を御提案になつた議員さんがすべて違つていて、地域地域、川野委員が御指摘のようにすべて違う条件ですので、同時に考えなければいけないといふのと、同時にばつさりやりにくいといふ御事情もおありのようでございます。この辺については審議会全体の中で議論をした方がいいのではないかといふことで、基本政策部会長にもたびたび個人的にそういうことを申し上げております。

どうぞ。

○平田審議官 地域振興担当審議官の平田でございます。森地先生からの確なおまとめを

いただいたんですが、さらに補足させていただきたいと思います。

今お話がありましたように、本審議会では特殊土壌対策、特地对策という形での御議論ですが、そのほかにも半島振興法の半島対策、離島振興法で離島振興対策、積雪寒冷地対策、それぞれございます。この法律の主眼は、先ほど各委員から御意見の開陳がございましたけれども、自然条件におきますそれぞれの地域における不利益性の克服をやっていかなければいかんということで、格差の是正ということが主眼に置かれて、その具体的なツールは何なのかというと、国費の補助率のかさ上げというところに端的に集約していくところだと思っております。

ただ、議員立法でありますとか内閣提案の法案を出されたときの国会での御議論、国民の世論全体の御議論の中におきましては、単純な延長で果たしていいのか、先ほど井上委員からもお話がありましたように、これだけ厳しい経済財政状況の折から、特別の地域対策とはいいいながらも国税を重点的に各地域に投入するということですから、国民的なコンセンサスを得られなければまずいであろうという観点から、社会資本の各種計画全体をどういう形で整合のとれたものにしていくのかという御議論だと思います。したがって、きょうの分科会での御議論は、14年に改正されました特殊土壌対策法の5カ年の延長、これを受けた形で事業計画をどういう形で進めていくのかというところで、本質的なところは補助率のかさ上げでございますが、金額については明示することなく、今後の事業の展開の重点の方向づけをさせていただくという形で整理をさせていただければと考えております。

もちろん、井上先生、井本先生から御指摘があった中身を踏まえながら、それぞれ河川事業、道路事業、農水の事業におきましての対策を、費用対効果、便益なんかを十分見きわめながら対応していかなければいけないというのは当然のことであると考えております。

○森地分科会長 ありがとうございます。

今のような考え方で、恐らくこれからいろいろな格好で議論が秋に向かって進んでいくんだろうと思うんですが、先ほどの事務局のお話では、そういうのを見ながら必要に応じて議論の場を設けたいというお話のようでございます。そんなところで、重ねてこれからどうすればいいとかいう御指摘がありましたらどうぞ。

○井上委員 文章をどうこうということではないんですが、私、実は偶然に財務省の独法化の政策評価臨時委員もしているものですから、事業評価に関しては相当、これから本格

的な議論が進んでいくと。そういうことについて十分国民に対するアカウントビリティーを持つような、担保できる制度的システムを、今後具体化していくときには十分検討していただきたいと思います。以上です。

○森地分科会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

どういたしましょうかね。繰り返しになって恐縮ですが、きょう御指摘いただいた意見は、恐らく審議会もそうですし、世の中にこれが出ていっても同じように帰ってくる話かと思えます。文章自身は私、事前に見ていて、そういうことはちゃんと踏まえて書いてあるんですが、アピール力として、この特別な措置が、特殊事情があるんだよということがあり、片や金額を明示しないで重点的にやっていきますというような話があって、そのほかもろもろ書いてあるんですが、それがなかなかアピールしないよというふうにも読み取れますが、どうしましょうね。

それはそれで、今のような御説明を機会あるごとにやってこの文章でいくのか、あるいは、もうちょっと文章に工夫の余地があるのか、この辺はいかがでしょうか。

○佐藤農村政策課長 今回、これで計画が策定されれば、関連するパンフレットをつくったり、説明会の場を設けますので、そういう場においてここで出たような議論も御紹介しながら適切な運営に努めていきたいと考えております。

○森地分科会長 ありがとうございます。

多分、これと同時に、この場でこういう議論をしているということ自体が大変重要なんだろうと思います。そんな意味では、今事務局から御説明のように、これから実際に事業として展開していくときにパンフレット等で考え方をもう少し詳しく、わかりやすく書いていただくということで、よろしければこの案についてはこの格好で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、いろいろ付帯要件つきではございますが、この計画についてはおおむね御了承いただいたことにしたいと思います。

(3) そ の 他

○森地分科会長 その他ということでございますが、そのほか何か御意見ございますでし

ようか。

きょうの議事の概要については、この会議が終了後、速やかに公表したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。大変有意義なお話をいただいたと思ひております。今後これを具体的に事業化していくとき、あるいは先ほど言ひましたようなもろもろの計画とどういふ格好で分担をしていくといひますか、整理をしていくか、こんなことも含めて、最後に平田審議官から一言ごあいさつをお願ひしたいと思ひます。

平田国土交通省大臣官房審議官あいさつ

○平田審議官 本日は、委員の先生方、お忙しいところをどうもありがとうございました。活発な御意見を賜りまして、感謝申し上げます。

今、森地先生におまとめいただきましたように、今回の事業計画の策定に当たり御了承いただいたということで、まことにありがとうございました。特土対策につきましては、きょう活発な御議論が出ておりましたように、単なる従来の延長というだけではなくて、公共事業の長期計画をめぐる世の中全体の動きであるとか、公共事業の事業評価をもっと厳しくやっつけいけという話でございますとか、環境にもっと配慮をしたような対策をやっつけいかなければならない、さらにはソフト対策との連携というように大きな柱になっておりますが、新たな世の中の動きに対応した形で精力的に進めさせていただきたいと思ひます。先生方から御意見を賜りましたことを肝に銘じ、私どもと農林水産省、総務省をはじめ関係省庁との密接な連携によりまして対策を進めてまいりたいと思ひます。

事務的な話になりますが、分科会の終了後、速やかに事業計画を3省においてまとめさせていただきますして、本年度中には関係の県に通知をさせていただこうと思ひている次第でございます。いずれにいたしましても、先生方、今後とも引き続き御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願ひ申し上げまして私のごあいさつにかえさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○森地分科会長 どうもありがとうございました。国土審議会第2回特殊土壌地帯対策分科会の議事を終了いたします。委員の皆様方には熱心に御審議いただきましてまことにありがとうございました。これにて閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会